設計図書等質問回答書

下記のとおり設計図書等に対する質問について回答します。

令和7年10月16日

- 1. 業務名 令和7年度 木曽岬町現行用途地域分析及び都市計画変更業務委託
- 2. 業務場所 桑名郡木曽岬町 全域

番号	仕様書・頁	質問事項	回 答
1	特記仕様書 第4条(P1)	「本業務において、優先的に用途 地域等の都市計画変更を予定する 地区は、1地区とする。」とありま すが、その地区は現時点で想定され ていますでしょうか。	想定しています。
2	特記仕様書 第12条(1)③ (P3)	「町用途地域決定基準の作成」と ありますが、これは県の基準を踏ま えつつ、町独自の基準を作成すると いうことでしょうか。	お見込のとおりです。
3	特記仕様書 第12条(2) (P3)	用途地域変更の都市計画決定の 時期はいつ頃でしょうか。	令和8年3月予定です。